

沖縄県立特別支援学校高等部(知的) 志願前相談チェックリスト

沖縄県教育委員会

目的

- (1) 県立特別支援学校高等部(知的)入学者選抜に係る志願前相談における事前確認を行い、適切な進路選択ができるようにする。
- (2) 生徒、保護者、担任等の関係者が、特別支援学校のことを正しく理解して、希望進路の意思確認につながるようにする。

学校名	氏名	
<input type="checkbox"/>	出願資格	<p>① 知的障害のある者 【療育手帳又は専門医の診断書(知的障害の程度がわかるもの)】 【・特別支援学校:概ね中度・重度 ・高等支援学校等:概ね軽度】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・特別支援学校対象者とならない例</p> <p>(1) 自閉症・情緒障害特別支援学級、言語障害特別支援学級に在籍している者。</p> <p>(2) 通常学級に在籍し、発達障害(LD・ADHD)、自閉症、情緒障害、言語障害等で通級による指導を受けている者。</p> <p>(3) 軽度知的障害のうち社会適応及び社会生活上特段の支障がない者。</p> <p>(4) 適応指導のみ、日本語指導のみが必要な者。 「参照:R5【教県第1966号】県立特別支援学校対象者の再確認について(通知)」</p> </div> <p>・高等支援学校等に限り、 「知的障害の程度が軽度で、公共交通機関等を利用した自力通学及び自主行動が可能な生徒」</p> <p>参考 療育手帳の区分【B2軽度：B1中度：A2重度：A1最重度】(沖縄県HP)</p> <p>② 通学区域内に住所を有する生徒 (高等支援学校等は全県学区)</p> <p>③ <u>受検者本人に入学意思があること</u> ◀ 不本意入学・退学が増えています。本人の意思確認は重要です。</p>
<input type="checkbox"/>	手帳未所持	<p>① 療育手帳の未所持の場合は、知的障害の程度が証明可能な専門医の診断書が必要。 * 知的障害に関しては、早期からの支援が必要とされており、中学後期に知的障害となるのは、通常考えにくい。</p> <p>② 出願時に更新期限が超過した手帳に関しては、出願書類として認められない。</p>
<input type="checkbox"/>	進路選択	<p>① 特別支援学校だけでなく、多様な学びの場の説明を受けている。 【高校(全日・キャリアアップコース・定時・通信)、高等支援学校等、特別支援学校高等部 など】</p> <p>② 一般入試で高校を受検した者は、第2次募集で高校と特支の併願が可能(選択肢拡大)であることの説明を受けている。</p> <p>③ 情報共有:知的障害特別支援学級在籍生徒の高校合格者が増加傾向にあります。(R6:63名)</p>
<input type="checkbox"/>	特別支援学校に係る確認事項	<p>① 卒業時の学歴について ・特別支援学校高等部卒業となります。(高等学校の卒業にはならない)</p> <p>② 教育課程について ・知的特別支援学校(高等支援学校を含む)には知的障害の教育課程が設定されています。 ・各学年の教科等の指導は、生徒の発達段階や特性に応じた学習グループが編成されます。</p> <p>③ スクールバス・寄宿舎の利用について ・特別支援学校におけるスクールバスや寄宿舎の利用は、各学校での検討委員会を経て決定されます。</p> <p>④ 特別支援学校での就職活動について ・卒業時に障害者雇用制度等を活用した就職活動を行います。 ・障害者雇用制度の活用は療育手帳等の所有者が対象となります。</p>
<input type="checkbox"/>	意思確認	<p>上記の説明を受けた上で、 本人、保護者の特別支援学校高等部受検への意思確認、合意形成ができている。</p>